

# 帝政ロシアにおける初等国語教育に関する一考察

—— K.D.ウシンスキー「母語」に着目して ——

A study on “Native Word” education for elementary schools in Imperial Russia

—— Focusing on “Rodnoye slovo” by K.D.Ushinskii ——

高 橋 さおり\* 高 瀬 淳\*\*  
Saori TAKAHASHI Atsushi TAKASE

## I. 課 題 設 定

本論は、比較教育史的並びに比較文学的な視点から、19世紀後半の帝政ロシアにおける初等国語教育の状況を明らかにし、小学校国語の内容・方法の開発に向けた理論的・実践的な検討を行う研究の一部をなすものである。

周知のとおり、現在、小学校国語教科書すべてに内田莉沙子または西郷竹彦の訳による「おきなかぶ」が掲載されている。「おきなかぶ」の原話は、ロシア民話「かぶら (Репка)」であり、4つの型の原話と多くの再話が存在することが知られている<sup>1)</sup>。特に、K.D.ウシンスキー (Константин Дмитриевич Ушинский) による再話は、自らが作成した19世紀後半の帝政ロシアで広く用いられた初等国民学校の読み書きテキストの一つに収められ、児童に対する教材として位置づけられていることが注目される。

このことを踏まえ、本論は、19世紀後半の帝政ロシアにおける初等国民学校の設立過程を明らかにした上で、K.D.ウシンスキーの教育理念やそれに基づく教材観等について考察することを直接の目的としている。関連する先行研究として、本論でも依拠する柴田義松<sup>2)</sup>や藤原和好<sup>3)</sup>などによる翻訳・論文等があるが、これらは、発表された時期もあって、K.D.ウシンスキーの著作それ自体やソビエト教育前史の文脈での理解が意図されている。本論は、比較教育史的・比較文学的な視点から、小学校国語の内容・方法の開発に関する検討を意図している点で、先行研究と異なっている。 (高橋さおり)

## II. 帝政ロシアにおける初等国民学校の設立

### (1) 農奴解放に伴う国民学校の設立構想

ツァーリ (皇帝) による専制下の帝政ロシアでは、クリミア戦争の敗北と国家財政の破綻を背景として、国家・社会の近代化を通じた生産力の向上に適した社会制度の構築を図る改革が進められた。その中核的な改革として、アレクサンドル2世は、1861年2月に「農奴解放令」

---

\*北翔大学短期大学部こども学科 \*\*岡山大学大学院教育学研究科

を発布し、領主地の農奴の人格的支配からの解放と封建的な土地所有の廃止を決定した。これにより、移動や経済活動に一定の自由が認められた「農民身分」が形成されることになった。

「農奴解放に関する一般規程」<sup>4)</sup>によれば、領主地の農奴が「自由農民としての人格とそれに伴う財産に関する権利」を有し、教育に関する事項として、「子どもを一般教育機関に就学させることや教育・学術・測量の分野の職に就くこと」ができることとされた。また、既存の農村共同体を基礎とした村団と複数の村団からなる郷といった地域管理機構が編成され、村会による識字教育(обучение грамоте)に関する審議・陳情、郷会による郷学校の設置、管理機構による農村学校の設置や教員の給与支払いなどを目的とした税金の徴収などが認められた。これらの規定は、ツァーリ政府が、教育を慈善的扶助による事業ととらえていたことから、学校の設置をはじめとした農民に生活改善をもたらす教育条件の整備に、農民自身が主体的・自律的に取り組むべきものと認識していたことをあらわしている<sup>5)</sup>。

農奴解放前の農民は、皇室領、国有地、領主地の別に応じて、法的に異なる地位が与えられていた。初等教育についても、国民教育省だけでなく、皇室領庁、国有財産省、財務省及び内務省といった政府機関やロシア正教を統括した宗務院などが、それぞれ独自に学校・教育施設を設置・運営していた。しかし、「自由農民」の倍増が想定される中、農民を対象とした学校の位置づけを「農奴解放令」の規定と整合させる必要性が生じ、各省庁の代表により、1861年11月15日、「国民学校建設基本計画案」(以下、建設計画案)が作成された。

建設計画案は、新しく設置される国民学校について、「国民の宗教的かつ道徳的な観念を確立し、すべての農民身分と都市下層民に対して、初歩的かつ両者に共通して必要な知識を与える」こととした。ここでの「国民」とは、「自由農民」並びにそれと同等とされる下層の都市自由民ととらえられていた。したがって、建設計画案においては、農奴解放に伴う「農民身分の合流」を主眼とした政策課題が明示され、都市下層民とともに、あくまで身分制に基づく帝政ロシアの秩序に則した有用な臣民としての「国民」の形成が図られたと指摘できる。このような「国民」に共通して必要な知識の具体的な教育内容として、神の法、母語及び算数が挙げられ、ロシア正教に基づく道徳性の改善・向上とともに、農奴解放によってすべての農民身分がもつことになる権利と義務の理解を可能にする識字能力の獲得が意図された。

これと並行して国民教育省は、帝政ロシアの学校制度全般に関する継続的な検討が行い、1860年に「国民教育省が所管する下級及び中等学校規程案」(以下、第一法案)<sup>6)</sup>、1861年に「一般教育機関規程案」(以下、第二法案)を提示した。農奴解放令の発布の後に公表された第二法案は、「一般教育」を行う学校の制度全体を定めたものであり、「国民に対する教育」が、「性別や身分の相違にかかわらず、すべての者に与えられる」と明記された。国民学校は、一般教育制度の下位の段階に位置づけられ、「一人一人の人間が、自らの権利を理解し、自らの義務を適切に遂行するために必要な水準の道徳的かつ知的な教育を国民に施すこと」を目的としており<sup>7)</sup>、就学する児童に関する明確な身分規定が設けられていなかった。

この点に注目すれば、第二法案は、当時の西ヨーロッパをモデルとした市民の育成に適合的

な側面を含んでいたととらえられる。しかし、第二法案の解説では、国民学校が、「皇帝による善意のあらわれ」として、「すべての農民を同一の身分に合流させ、道徳的なまとまりをつくり出すこと」の実現に向けた「重要な手立ての一つ」とであると記載されており<sup>8)</sup>、必ずしも農民を市民社会の形成者として育成しようとしていたわけではなかった。

## (2) 初等国民学校制度の創設

国民教育省では、1863年6月、建設計画案と第二法案をもとにした検討により、「国民学校規程案」(以下、第三法案)が示された。第三法案は、初等教育から高等教育に至る一般教育の制度に包括的に位置づけられてきた国民学校を「統一かつ合目的で、他の教育機関から全く分離したもの」ととらえ直し、初等国民学校(начальные народные училища)の設置を構想していた<sup>9)</sup>。これは、一部条文の削除等の修正が施され、アレクサンドル2世によって、「初等国民学校に関する規程」<sup>10)</sup>として1864年7月14日付で裁可された。

これによれば、初等国民学校は、身分や信仰等にかかわらず、「国民の宗教的かつ道徳的な観念を確立し、初歩的で有益な知識を普及することを目的とする」と定められた。様々な機関、組織及び私人に初等教育を行う学校を開設する権限が与えられるとともに、設置者の別によらず、それらの学校すべてが、初等国民学校として、「1)神の法(簡単な教理解説と聖書物語)、2)世俗語並びに教会スラブ語の読み方、3)綴り方、4)算数四則計算、5)可能であれば教会唱歌」の授業を行うこととされた。教員は、児童を指導する際、国民教育省と宗務監督庁が認可した教授指導書に沿って行うこととされ、聖職者・教会従事者又は「良好な道徳性や思想の穏健性が証明された者」であることが求められた。

「初等国民学校に関する規程」は、上級の学校への進学を認める規定が設けられていないなど、身分制を排除するものではなく、「合流」した農民身分と都市部の下層住民に限定した「国民」を対象としていたことが明らかである。このことは、初等国民学校が、第二法案と同様、市民の育成を意図していたわけではなく、貴族や商人・職人等といった他の身分との間に階層的な秩序を維持するものであったことを意味している。その一方で、教授言語がロシア語と定められており、国民的一体性の意識の形成につながる条文が設けられていた。

なお、農奴解放に伴って、1864年1月1日付で「県並びに郡のゼムストヴォ組織に関する規程」<sup>11)</sup>が発布され、ヨーロッパ・ロシア地域の33県とそこに属する郡にゼムストヴォと呼ばれる地方自治組織が設置された。こうしたゼムストヴォに認められた権限は、地域における経済的・文化的な事業に限定され、教育分野については、郡当局の許可を受けて初等国民学校を設立し、それを維持するための財政措置を講じるなど、主として初等教育に関するものであった。具体的には、校地・校舎の調達、施設・設備の維持・管理、教員の任用と給料の支払い、光熱費の負担などであり、授業の内容や指導方法への関与ができないとされた。それにも関わらず、ゼムストヴォは、農村部を中心に約1万校の初等国民学校を積極的に設立・維持するなど、帝政ロシアにおける初等教育の普及に大きな役割を果たしたとされる。(高瀬 淳)

### Ⅲ. 帝政ロシアにおける初等国語教育－K.Д.ウシンスキーに注目して－

#### (1) ウシンスキーの教育理念

「ロシア国民学校の父」とも呼ばれたK.Д.ウシンスキー（1824～1870年）は、モスクワ大学を卒業し、ヤロスラヴリ法律専門学校の教師、ガッチンスキー孤児学院の教師・学監、スモーリヌイ女子学院の学監などを務め、「当時ロシアに支配的な影響を及ぼしつつあったドイツ教育学」<sup>12)</sup>などの欧米諸国の教育理論を批判的にとらえつつ、人間を全面的に把握しようとする教育学体系をうちたてたといわれる。

その基底には、教育における「国民性」の原理があり、「公教育における国民性について」（1857年）において、教育には、それぞれの国が有する歴史的・地理的・自然的条件によって規定される固有の国民性が深く関わっており、「すべての民族に共通する一般的な国民教育制度というものは、実際に存在しないばかりか、理論のうえでも存在しない」と主張した<sup>13)</sup>。そのため、「すべての国民は、それぞれ独自の民族的教育制度をもつ」のであり、「公教育の問題がすべての人々にとっての社会的問題となり、各人にとっての家庭的問題となったとき」に、「人間の個人的性格や社会の性格に影響をおよぼす」ものとなるとされた<sup>14)</sup>。

こうした「国民」は、「初等国民学校に関する規程」に至る検討過程で示された農民身分と都市部の下層住民ではなく、欧米諸国の公教育制度が備える「大きな類似性」の対象となる「すべての国民」を意味していたと指摘できる<sup>15)</sup>。ウシンスキーは、「国民自身が、国民のなかの偉大な人々が未来への道を切り開く」ことを助ける教育を通じて、市民的な性質を伴った「社会の有益な、活動的成員を育成すること」が必要であるととらえていたと考えられる<sup>16)</sup>。

また、ウシンスキーは、「ヨーロッパの公教育はすべて、国民的たらんとすれば、何よりもまずキリスト教的たらねばならない」との考えを示していた<sup>17)</sup>。その際、「ドイツ教育学のキリスト教そのものが、ルーテル主義以外のなにものでもない」という見解<sup>18)</sup>からもうかがえるように、ロシアの公教育にとってのキリスト教とは、ロシア正教であることが明らかであった。実際、「ロシア教育のなかの道徳的要素について」（1860年）では、「世界史的な意義をもつきわめて古いギリシャ正教、国民の血となり肉となったこの宗教」が、「ロシア教育の国民性のなかにあらわれねばならない」とされた<sup>19)</sup>。

#### (2) ウシンスキーによる国語教材の提示

ウシンスキーは、「国民性」の原理に基づいた「農民の正しい知的・道徳的発達」を促す観点から、初等教育が果たす役割を重視し、1861年に自然科学的な内容を含む国語教材として「子どもの世界（Детский мир）」を出版した。これは、スモーリヌイ女子学院に入学してくるロシア語の読み書きがある程度できる貴族や富裕層の子ども（9歳～12歳くらいまで）を想定したものであったことから、農民の子どもを主な対象とした初等読み書きのためのテキストとして、1864年に第一・二学年用の「母語（Родное слово）」と『母語』指導書が出版さ

れた（1870年には第三学年用が出版された）。この「母語」および「『母語』指導書」はロシア全土に普及し、ソビエト政権が樹立する1917年までに146版を重ねた<sup>20)</sup>。

ウシンスキーは、ペスタロッチらによって言われていた直観教授を重視し、直観の原理に基づいて「母語」を構成した。「『母語』指導書」第一学年「九 直観教授」において、ウシンスキーは直観教授を「抽象的な表象やコトバにではなく、子どもが直接に知覚した具体的形象に基づいて構成される学習のこと」であり、「具体から抽象へ、表象から思考への学習過程は、きわめて自然なものであり、明白な心理的法則に基づいたもの」であるとし、子どもの思考を呼び起こすことの重要性を次のように述べている<sup>21)</sup>。

話しコトバは、思考に基礎をおくものである。したがって、ロシア語教師は、思考をよびおこし、その思考をコトバに表現させるような練習を子どもにあたえねばならない。ところで、子どもに何かの事物あるいはそれを描いたものを見せることもしないで、思考をよび起こしたり、子どもに自主的なコトバを求めることができるだろうか？

実際、第一学年と第二学年の「母語」の目次は、第一学年が「綴字教科書」と「綴字教科書のあとの最初の読本」、第二学年が「第一編 まわりの世界」、「第二編 四季」、「第三編 模範練習」から成っている。例えば第二学年の第一編は、第一章から第五章まで「学校と家」「家畜」「馬小舎、家畜小舎、鳥小舎」「野菜畑と庭」「街路と道」で構成されており、子どもにとっての身近な生活が題材として取り上げられていることがわかる。また、第一学年「綴字教科書のあとの最初の読本」のうち「四」では例えば「着物とはき物と下着 かぶら（民話）」とあり、この部分が〈①類と種にわけた物の名称、②諺、③謎、④民話〉のパートから成り立っていること、やはり身近で手にとって見ることができなもの、子どもの精神に生き生きと働きかけるものを題材としていることが指摘されている<sup>22)</sup>。

### (3) ウシンスキー再話による「おおきなかぶ」

「『母語』指導書」第一学年「一四 綴字教科書のあとの最初の読本」のうち「(四) ロシアの民話」<sup>23)</sup>において、ウシンスキーは次のように述べている。

民話は、子どもでも容易に読める。それは、子どもの民話にはたえず、同一のコトバや言い回しがくり返されているからである。物語の教育的意義にこの上もなくなくなったこのようなたえざる反復から、ある調和した、容易に見渡すことのできる、動きや生活や興味に満ちた全体が形成される。だから、民話は子どもの興味をひくだけでなく、また単語や言い回しを絶えずくり返すことによって初等読み方そのもののすぐれた練習となるだけでなく、その生き生きとした細部や国民的表現全体が子どもの記憶のなかにきわめてすみやかに記録される。

「かぶら（民話）」は先述したとおり、日本の小学校1年生の国語教科書すべてに掲載されている物語として多く馴染まれている「おおきなかぶ」である。「うんとこしょ、どっこいしょ」と繰り返される内田莉沙子訳のこのフレーズは、ロシア語では豊語「Тянут-потянут」の翻訳であり、上記の観点からもウシンスキーがこの民話を「母語」掲載にふさわしい物語として位置づけていたことがわかる<sup>24)</sup>。さらに木版画の挿絵付きで世に出たウシンスキー再話以降、この話はロシア全土に広まったと言う<sup>25)</sup>。先述したとおり、この民話には4つの型の原話と多くの再話が存在することが知られており、代表的な再話者にはウシンスキーのほかA.トルストイ（1940）、M.ブラートフ（1947）、O.カピーツァ（1947）が居る。現在、日本でよく知られる内田莉沙子らによる訳はA.トルストイの再話をもとにしたものだが、内容の相違等については田中<sup>26)</sup>の整理に詳しく、ウシンスキーによる「かぶら」の特徴としては、登場人物「おじいさん、おばあさん、孫娘、犬のジューチカ、猫のマーシカ、ねずみ」のうち、猫に「マーシカ」の名が付けられていることが挙げられる。（高橋さおり）

#### IV. 思考する主体を育成する「母語」教育の意義

19世紀後半の帝政ロシアでは、国家・社会の近代化を進める観点から、農奴解放に伴って形成された「農民身分」に対する初等教育の必要性が生じ、その多くが非識字者であった農民の子どもに「ロシア語」をどのように教えるかという課題が強く認識されるようになった。

初等国民学校の教員を目的養成する機関とされた教員セミナリアにおいて、「ロシア語」は、①標準文法の正確な習得に留まらず、②自らの意見を表現する力の育成や③理性的な読書への関心の向上と言語・文学に対する理解を促し、最終的には、④様々な「ロシア語」指導方法論の理解に至ることを目的としていた<sup>27)</sup>。ここでの指導方法論とは、「母語教育の指導方法の基本概念」と「最もよく用いられる識字教育の指導方法」を内容としており、「その理論的な意味だけでなく、ロシア初等学校において実践的に適用される様々な指導方法の形態が、できるだけ偏りなく」教えられることとされた。

ウシンスキーによる「母語」と『母語』指導書は、そうした指導方法の具体的な形態の一つであり、その普及状況から、帝政ロシアの初等学校教員の間で広く知られていたことが明らかである。そこでは、教育における「国民性」と知覚された具体的形象に基づく「直観教授」の原理を踏まえた学習過程が重視され、一人一人の子どもが、それぞれの農村生活を形づくってきた歴史的・地理的・自然的な諸条件の中で自ら思考する姿が想定されていたと指摘できる。これは、自ら思考する主体の育成という教育目標が第一義としてあり、それを実現するために相応しい教育内容と指導方法が一体的にとらえられることによって、「ロシア語」の習得に留まらない「母語」教育の必要性が提起されたことをあらわしていると考えられる。したがって、同一の単語や言い回しが反復される民話についても、他の教材との相関性・順序性が考慮されることによって、読み方の練習や「国民的表現」の記憶という知識・技能の習得が、子どもの思考をはぐくむ学習過程に明確に位置づけられることになるといえる。

これらのことから、現在、日本の小学校国語教科書すべてに掲載されている「おおきなかぶ」も、教材それ自体がもつ意味というだけでなく、他の教材との相関性・順序性に着目した検討を行うことの必要性が示唆される。つまり、子どもの主体的な思考を促進・支援する観点から、訳者・再話者の違いから生じる教育上の意味だけでなく、どのように他の教材と関連づけて指導できるのが課題とされなければならない。

こうした課題に関しては、比較教育史的並びに比較文学的な視点からの研究を進め、別稿をもって論じることとする。

(高瀬 淳)

## 注

- 1) 齋藤君子「大きな『かぶ』の六つの謎：ロシア昔話が世界中の子どもに愛される理由：ロシア」『「大きなかぶ」はなぜ抜けた？：謎とき世界の民話』講談社所収，2006年；田中泰子『「おおきなかぶ」のおはなし 文学教育の視点から』東洋書店，ユーラシア・ブックレット，2008年など
- 2) 『教育的人間学』明治図書，1960年；ウシンスキー教育学全集1～6，明治図書，1965～1967年；『子どもと大人のための童話集1・2』新読書社，2009年；『母語教育論』学文社，2010年などの翻訳
- 3) 「ソビエト国語教育学の源流：ウシンスキー著『子どもの世界』について」『国語科教育』25巻，1978年，54-59ページ；「ソビエト国語教育の原流：ウシンスキー著「母語」及び『母語』指導書』について」『国語教育研究』26下号，1980年11月，495-503ページなど
- 4) Общее положение о крестьянахъ, вышедшихъ изъ крепостной зависимости// Полное собрание законов Российской империи. Собрание Второе. том XXXVI (1861г.), Отделение первое, No.36657, СПб, 1863, стр.141-169.
- 5) 国民学校の成立過程については、塚本智宏「ロシア農奴解放期における村落学校制度の再編と『国民学校』」『北海道大学教育学部紀要』第42号，1983年3月，45-69ページや青島陽子「農奴解放と国民教育—大改革期ロシアにおける国民学校のあり方をめぐって」『ロシア史研究』90号，2012年，43-65ページなどに詳しい。
- 6) Проект устава низших и средних училищ, состоящих в ведомстве Министерства народного просвещения// Журнале министерства народного просвещения, 1860, Часть CV, стр.85-163.
- 7) Проект устава общеобразовательных учебных заведений министерства народного просвещения// Замечания на проект устава общеобразовательных учебных заведений и проекта общего плана устройства народных училищ, Часть 1, СПб, 1862, стр.3.
- 8) там же, стр.119.
- 9) Смирнов В.З., Реформа начальной и средней школы в 60-х годах XIX в., Москва,

1954, стр.133-134.

- 10) Положение о начальных народных училищах// Журнал министерства народного просвещения, 1864, Часть СХХIII, стр.39-47.
- 11) Положение о губернских и уездных земских учреждениях// Хрестоматия по истории СССР. 1861-1917, Москва, 1990, стр.80-82.
- 12) 梅根悟監修, 世界教育史大系15『ロシアソビエト教育史 I』講談社, 1976年, 211ページ.
- 13) 柴田義松編, ウシンスキー教育学全集 I 『国民教育論』明治図書, 1965年, 104-105ページ.
- 14) 同上, 105ページ.
- 15) 同上, 45ページ.
- 16) 同上, 105ページ.
- 17) 同上, 104ページ.
- 18) 同上, 79ページ.
- 19) 同上, 133ページ. 「ロシア教育のなかの道徳的要素について」は, ドイツをはじめとした欧米諸国を取り上げた「公教育における国民性について」に続きとして位置づけられる.
- 20) 注3 「ソビエト国語教育の源流—ウシンスキー著「母語」及び『「母語」指導書』について—」に同じ. なお, 革命後のソビエト・ロシアの読み方教科書「母語」も, ウシンスキーの教科書の体系や構想に多くのものを学んで作られたと言われる.
- 21) 『ウシンスキー教育学全集 2』1965年, 明治図書, 96ページ.
- 22) 注3 「ソビエト国語教育の源流—ウシンスキー著「母語」及び『「母語」指導書』について—」に同じ.
- 23) 注21に同じ, 121ページ.
- 24) 注1 田中泰子『「おおきなかぶ」のおはなし 文学教育の視点から』に同じ. 「母語」には「おおきなかぶ」のほか「おだんごパン」(「小さな円パン」) など多くの民話が掲載されている. 田中によれば, 「おおきなかぶ」はソ連時代2, 3歳の子どもに語って聞かせる絵本のリストに入っており, 体制が変わった後も変わっていない.
- 25) 注1 齋藤君子「大きな『かぶ』の六つの謎: ロシア昔話が世界中の子どもに愛される理由: ロシア」に同じ.
- 26) 注1 田中泰子『「おおきなかぶ」のおはなし 文学教育の視点から』に同じ.
- 27) Инструкция для учительских семинарий министерства народного просвещения// Журнал министерства народного просвещения, 1875, Часть CLXXXII, стр.65-104.